

## 公益社団法人 新潟県看護協会奨学資金貸与規則

(趣旨)

第1条 この奨学金は日本看護協会の定款改正に伴い、県支部の機構改正により、保健師、助産師、看護師、准看護師が統合した看護職能団体として活動を推進することとなった折、これを記念し、看護学の振興を目的として看護婦部会が保有していた財源を原資として制定したものである。

(奨学生の資格)

第2条 本会の会員であり、将来本会の発展に貢献しうると認める者で、次の各号の1に該当するもの。

- (1) 日本看護協会看護研修学校の在校生
- (2) 看護専門職に関する研修を受けようとする者
- (3) 准看護師として就業していた者が進学しようとする者
- (4) 看護学の研究研修で外国留学をする者
- (5) 看護系大学及び看護学校の学生であって、看護師免許取得後本会会員となる者

(貸与の期間)

第3条 奨学金を貸与する期間は、貸与決定の月から卒業の月までとする。

(奨学金の額)

第4条 月額50,000円以内で希望する額。ただし、上記第2条(5)に該当する者は月額30,000円以内とする。なお貸付額の単位は10,000円とする。

(貸与の申請)

第5条 奨学金貸与を希望する者は、次の各号の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与申請書(様式1)
- (2) 所属長又は養成施設の長の推薦書(様式2)
- (3) 健康診断書
- (4) 奨学金返還の計画書(様式3)
- (5) 同一生計者の収入証明書

(募集時期)

第6条 事業実施年度の4月1日から5月31日とする。なお、貸付総額が貸付予定額を下回った場合は追加募集を行うこともある。

(連帯保証人)

第7条 前条の申請をしようとする者は、保証人を2人立てなければならない。

- (1) 第1連帯保証人は、父母又はこれに代わる者で独立の生計を営んでいること
- (2) 第2連帯保証人は、一定の職業を持ち、独立の生計を営んでいること

(貸与決定)

第8条 奨学生の採用は、貸付予定額の範囲内で業務執行理事の協議において決定する。

(奨学金の貸与)

第9条 奨学金は、毎月のはじめに当月分を本人に貸与する。ただし、特別の事情があるときは2ヶ月分以上を合わせて貸与することができる。

2 貸与に要する費用は本人が負担するものとし、毎月の貸与に係る送金費用は、貸与する月の貸与金額から控除するものとする。

(奨学金借用書の提出)

第10条 奨学金の貸与が決定したときは、連帯保証人連署のうえ、奨学金借用書を会長あてに提出しなければならない。(様式4)

2 貸与途中において返還を請求するときは、奨学金借用書記載金額にかかわらず、請求時までの貸与金額を返還金額とみなす。

(異動届出)

第11条 奨学生または奨学生であった者は、次の各号の1に該当する場合は、直ちに届出なければならない。

- (1) 休学、退学したとき（様式5）
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき（様式5）
- (3) 連帯保証人を変更したとき（様式6）
- (4) 本人の氏名、住所、勤務先または連帯保証人の氏名、住所、職業に変更があったとき（様式7）

（奨学金の休止及び停止）

第12条 奨学金が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を停止することができる。

（奨学金の復活）

第13条 前条の規定により奨学金の休止または停止された者が、其の事由が止んで願い出たときは奨学金の交付を復活する事ができる。

（奨学金の返還）

第14条 奨学金の貸与期間が終了したときは、すでに提出された奨学金返還計画に基づき、奨学生本人名義の口座からの自動引落としにより、下記のとおり返還しなければならない。

- (1) 返還金は貸与金の額とする。
- (2) 無利子とする。
- (3) 期間は、最長で貸与を受けた期間の倍数の月数とし、その範囲内で任意の期間とする。
- (4) 返還の開始は貸与期間が終了した6ヶ月以内の、本人の任意の時期とし、各月均等に返還を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、奨学生であった者が次の各号の一に該当すると本会が認めたときは、貸与した奨学金の全部、又は一部について繰り上げて返還させることができる。

- (1) 奨学金を貸与の目的以外に使用したとき
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により貸与を受けたとき
- (3) 貸与後理由なく本会を脱会したとき
- (4) 第2条第5号の奨学生で看護師免許取得後本会会員とならないとき
- (5) その他奨学生として適当でない行為があったとき

3 本人が返還できない事由が生じたときは、連帯保証人が返還しなければならない。

（延滞金）

第15条 本会は、奨学金の返還が著しく遅延したときは、奨学生若しくは奨学生であった者又は連帯保証人より、延滞金を徴収することができる。

（奨学金の返還免除）

第16条 奨学生、または奨学生であった者が死亡し、または疾病により精神若しくは身体の機能に高度の障害を残し、労働力を失い、貸与未済額の全部または一部について返還不能となったときは、理事会の議を経て全部または一部を免除することができる。（様式8）

（変更）

第17条 本規則は理事会の承認を得て変更することができる。

付則

この規則は昭和62年6月23日より実施する。

改正 この規則は平成6年11月19日より実施する。

改正 この規則は平成7年6月24日より実施する。

改正 この規則は平成14年7月27日より実施する。

改正 この規則は平成17年3月19日より実施する。

改正 この規則は平成18年11月20日より実施する。

改正 この規則は平成19年7月23日より実施する。

改正 この規則は平成25年4月1日より実施する。

改正 この規則は平成27年4月1日より実施する。

改正 平成28年10月29日

この規則は平成28年4月1日より実施する。

改正 この規則は令和元年7月27日より実施する。

(様式 1)

## 奨学金貸与申請書

年 月 日

新潟県看護協会長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
ふりがな \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印 男・女  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生  
電話番号 \_\_\_\_\_ - ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

公益社団法人新潟県看護協会奨学金貸与規則第3条・第4条により、下記のとおり奨学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 貸与期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月
- 奨学金の額 \_\_\_\_\_ 月額 \_\_\_\_\_ 万円

養成施設名					年度入学 第 _____ 学年
所在地					
家族及び 生計の状況 (主なる生計維持者に○を付けること)	続 柄	氏 名	年 齢	職 業	年 収 (税込み)
主たる生計維持者の 居所					
連 帯 保 証 人	氏 名・生年月日		住 所	職 業	申請者との 続柄
	_____ 年 _____ 月 _____ 日生 印		電話番号 ( _____ )		
	_____ 年 _____ 月 _____ 日生 印		電話番号 ( _____ )		
他 の 奨 学 金	奨学金の名称		貸与期間	貸与総額 (貸与月額)	
			_____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月	総額 (月額 _____ )	
			_____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月	総額 (月額 _____ )	

## 奨学金振込先

振込先	金融機関名	銀行								本店 支店	
	預金の種類	1 普通預金				2 当座預金					
	口座名義										
	口座番号										(右づめ)

※ 振込先は原則として本人の口座を記入してください。

(様式 2)

## 推 薦 書

1 推薦順位 第 位

2 推薦理由

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

養成施設名

養成施設の長

印

(様式 3)

## 奨学金返還予定計画書

年 月 日

公益社団法人新潟県看護協会長 様

氏 名



下記のとおり奨学金返還計画を提出いたします。

### 記

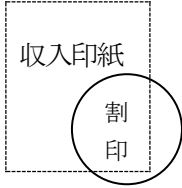
決定番号		養成施設名	
借受人	ふりがな 氏 名	生年月日 電話番号	年 月 日生 — ( )
	ふりがな 住 所	〒 —	
借用金額	金 円	返還金額	金 円
借用期間	年 月分から 年 月分まで		
返還方法	一括 (支払日 年 月 末日)		
	月賦 (支払回数 年 月 末日から 年 月 末日まで) 回		

### 奨学金返済振込先

- ・ 第四北越銀行 白山支店 (普通預金No.1220181)
- ・ 口座名義 公益社団法人新潟県看護協会

(様式 4)

# 借用証書



借用金額 \_\_\_\_\_ 円

公益社団法人新潟県看護協会奨学金として上記のとおり借用いたしました。  
返還事由が生じたときは滞りなく返還いたします。

借用期間            年            月            日から  
                          年            月            日まで

養成施設名

所在地

卒業後の住所

卒業後の勤務先

電話番号 \_\_\_\_\_

※卒業後の住所・勤務先が未定の場合は、  
自宅の住所・電話番号を記入ください。

氏名 \_\_\_\_\_ (実印)

上記借受人として上記債務の弁済を履行します。

連帯保証人住所

電話番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (実印)

(続柄 \_\_\_\_\_ )

連帯保証人住所

電話番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (実印)

(続柄 \_\_\_\_\_ )

年            月            日

公益社団法人新潟県看護協会長 様

(様式 5)

## 休学・復学・退学・停学・辞退 届

公益社団法人  
新潟県看護協会長 様

施設名  
住 所  
氏 名 印

下記の事由が生じたので、新潟県看護協会奨学資金貸与規則第11条の規定により届出します。

### 記

*届 出 事 由 等	休学	期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで
	復学	期日	年 月 日 (卒業予定時期 年 月) (復学・停学期間 年 月 日 ~ 年 月 日まで)
	転学	期日	年 月 日 第 学年へ転入 (卒業予定時期 年 月)
	退学	期日	年 月 日
	停学	期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで ( 日間)
	辞退	期日	年 月 日
	上記理由		
修学資金受領期間		年 月分 ~ 年 月分まで	
上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 施設長 印			

注1 \*該当するものを○で囲む

2 休学が病気等による場合は、診断書又はその写しを添付すること



(様式 6)

## 連帯保証人変更届

年 月 日

公益社団法人  
新潟県看護協会長 様

施設名  
住 所  
氏 名 印

下記のとおり連帯保証人を変更したので、新潟県看護協会奨学資金貸与規則第11条により届出します。

記

連 帯 保 証 人	氏 名	実印
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	〒 電話番号 ( )
	職 業	
	申請者との続柄	
旧連帯保証人の氏名		
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日

\*新連帯保証人の住民票、印鑑登録証明書を添付してください。

(様式 7)

## 氏名・住所変更届

令和 年 月 日

公益社団法人  
新潟県看護協会長 様

施設名  
住 所  
氏 名 印

下記のとおり奨学生の氏名、住所、勤務先（連帯保証人の氏名、住所、職業）を変更したので、新潟県看護協会奨学資金貸与規則第11条により届出します。

### 記

新	氏 名	
	住 所	〒 電話番号 ( )
	勤務先 (職業)	電話番号 ( )
旧	氏 名	
	住 所	〒 電話番号 ( )
	勤務先 (職業)	電話番号 ( )
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日

\*氏名及び住所のへんこうについては、変更後の住民票を添付してください。

(様式 8)

## 死亡更届

令和 年 月 日

公益社団法人  
新潟県看護協会長 様

届出者  
住 所  
氏 名 印

下記のとおり奨学生が死亡したので、新潟県看護協会奨学資金貸与規則第16条により届出します。

記

養成施設名	
氏 名	
死亡年月日	年 月 日
奨学金受領年月	年 月分から 年 月分まで

\*死亡診断書の写し又は除籍抄本を添付してください。